

聖籠町農業委員会訓令第14号

聖籠町農地台帳点検実施規程を次のように定める。

平成27年 3月20日

聖籠町農業委員会会長 吉田 春雄

聖籠町農地台帳点検実施規程

聖籠町農地基本台帳点検等実施規程（平成21年聖籠町農業委員会訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、聖籠町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。第15条において「省令」という。）に定めるもののほか、その記録内容の点検及び補正（以下「点検等」という。）並びに記載内容の閲覧及び交付（以下「公表等」という。）に関する事項を定め、もって農業委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本町の農業振興に資することを目的とする。

（点検等の対象となる事項）

第2条 農地台帳の点検等は、農地台帳の整備項目及び台帳システムの改修について（平成26年7月2日付け26会議所発346号全国農業会議所会長通知）1の（1）及び（2）に示された記録事項について、農業委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

（定期的な点検等の実施等）

- 第3条 農業委員会は、毎年、農業委員会選挙人名簿の調製の時期と並行して、1月から3月までの間に農地台帳の点検等を実施するものとする。
- 2 前項の点検等は、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査の際に、全農家を対象として農地台帳の筆別情報及び世帯情報を記した調査表の配布及び回収を行うことで実施する。
 - 3 農地台帳の記録事項のうち、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査によっては情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。

4 農地台帳の記録のうち、農地法第30条による農地の利用状況調査並びに法第32条及び第33条による利用意向調査及び遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

(随時補正の実施)

第4条 前条による点検等のほか、農業委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかに補正するものとする。

(点検等の実施管理)

第5条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に農業委員会事務局長をもって充てるものとする。

(記載内容の公表等)

第6条 農地台帳及び農地に関する地図の公表は、法第52条の3に基づき、インターネットによる公表又は農業委員会による窓口公表等により実施するものとする。

(インターネットによる公表)

第7条 農地台帳及び農地に関する地図におけるインターネットでの公表は、農地情報公開システムにおいて実施するものとする。

2 農業委員会は、全国農業会議所により定められた時期において、農地台帳のインターネットで公表する記録内容を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供するものとする。

(窓口での公表等)

第8条 農地台帳及び農地に関する地図の窓口での公表は、これらの情報の閲覧又は提供を希望する者(以下「請求者」という。)からの請求に基づき、農地台帳に記録されている事項の一部を記載した書面(閲覧用農地台帳及び農地台帳記録事項要約書)を閲覧又は交付することにより実施する。

(農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧の請求情報等)

第9条 請求者は、農地台帳及び農地に関する地図の情報の閲覧・提供を請求するときは、次の各号に掲げる事項を内容とする情報(次条において「請求情報」という。)を提供しなければならない。

- (1) 請求人の氏名又は名称及び住所
- (2) 請求する農地の所在及び地番
- (3) 請求人の連絡先
- (4) 農地台帳情報の使用目的
- (5) 交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数

(請求の方法等)

第10条 請求者は、前条の請求をするときは、別記第1号様式により請求情報を記載した書面を農業委員会に提出する方法によりしなければならない。

(閲覧用農地台帳の作成)

第11条 閲覧用農地台帳は、別記第2号様式により作成するものとする。

(農地台帳記録事項要約書の作成)

第12条 農地台帳記録事項要約書は、別記第3号様式により作成するものとする。

(閲覧の方法)

第13条 農地台帳の閲覧は、農業委員会職員の面前でさせるものとする。

(手数料の徴収)

第14条 農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書を交付する際は、請求者から手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料の額は、農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して町の条例にて定めるものとする。

(農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供)

第15条 農業委員会は、省令第103条第1項に基づき、農地中間管理機構(第3項において「機構」という。)に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な以下の条件を付するものとする。

- (1) 情報システムを設置する施設への不正な立入り、農地台帳の滅失又は毀損等を防止するため、入退室や農地台帳管理上の物理的な対策を講ずること。

- (2) 農地台帳に接する職員等の権限や責任等を定めるとともに、全ての職員に教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずること。
 - (3) 不正なアクセス等から適切に保護するため、技術的な対策を講ずること。
 - (4) 運用面における必要な対策を講じ、緊急事態が発生した場合に迅速な対応を講ずること。
- 3 機構への情報提供の方法等については、機構と協議して定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。